第75回市町村職員を対象とするセミナー　　　20．9．19

人材育成を中核とした県と市町の連携
～三重県の取り組み～

三重県立小児心療センターあすなろ学園
こどもの発達総合支援室
市町支援グループ
中村　みゆき

三重県の組織

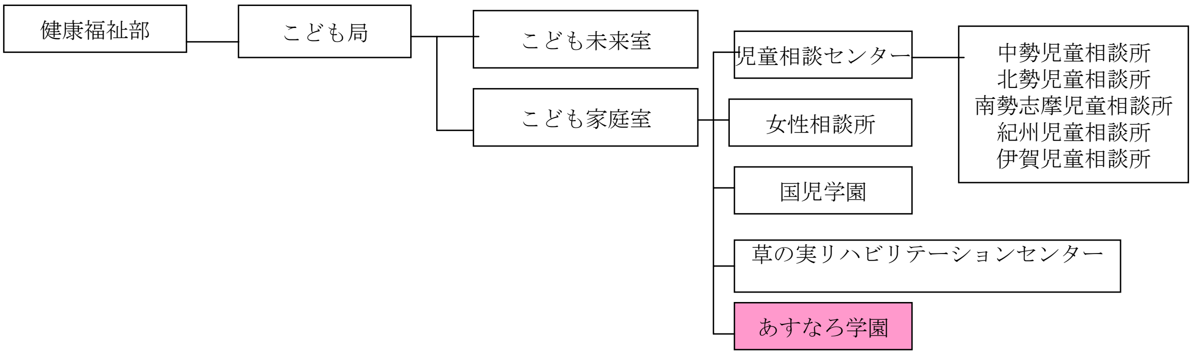

○小児心療センターあすなろ学園

第1種自閉症児施設であり、児童精神科の病院である。（外来診療、入院治療、医療連携、市町支援）

新規外来患者　　584名

外来患者　　19，607名

延べ入院患者　23，871名

（80床）　　（平成２０年３月３１日現在）

＊三重県の人口　1，866千人

18歳未満　　317千人

子どもは困っています。その1

- :中学2年生　**A君**

「経過」

　授業中の立ち歩き、暴言、特定の女子へのストーカー行為：メール攻撃、嫌がらせ電話、靴隠し、持ち物壊し、つきまとい→被害女子は恐がり不登校、A君には学校から登校ストップ→あすなろ学園紹介。

子どもは困っています。その2

:小学生時代

**　低学年では集団行動が苦手、帰宅後も誰とも遊ばず、特定のミニカーを並べて一人遊び、難しい漢字を書く、などこだわりがみられた。5年生で学級崩壊の中心となり、6年生でナイフなどに興味を持ち、購入。**

:幼児期

**　3歳児健診でことばの遅れ指摘、保育園ではことばでの指示が入らない、友だちとうまく遊べない、一人遊びが多い、ヒーローになりきる、おもちゃなどへのこだわり。**

情報収集が困難、各年代で気づいている？が支援されていない。

課題

- 保健師→保育士→知人→児相→小児科→療育機関→精神科クリニック→あすなろ受診に2～3年
- 更にあすなろの初診は3～4カ月待ち
- 保育所、幼稚園、学校での問題行動悪化
- 保護者と担任等との関係悪化
- 早期に支援すれば受診は不要？のケース
- 保育士、教師の見極め力、指導力の不足
- ケース管理が曖昧、支援が途切れている

＜現状＞***受診・相談・支援方法を求めて***

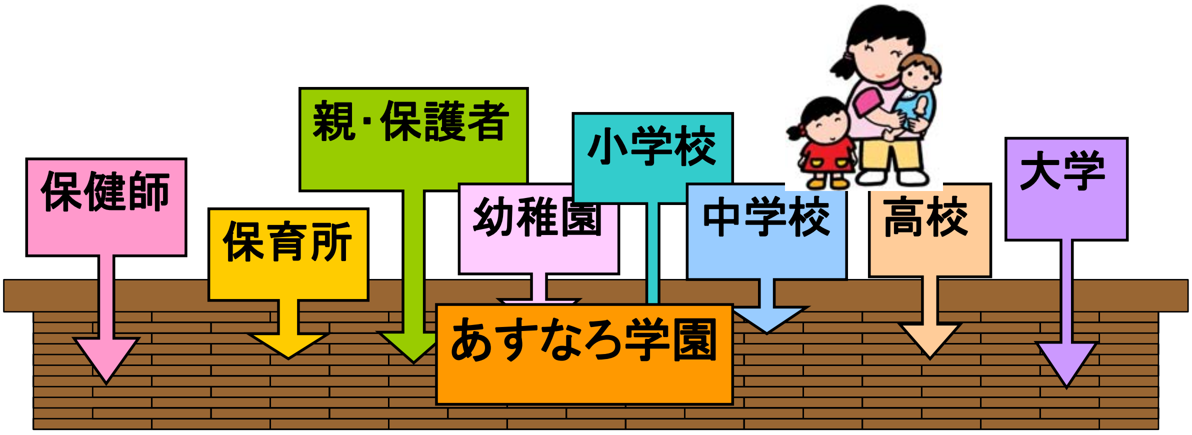

身近なところで早期発見
途切れのない支援システム

①各市町に**発達総合支援室、又はその機能の構築**

（ワンストップ窓口）保健・福祉・教育、一元化の組織

②3歳児、5歳児発達チェックによる早期発見と個別の指導計画による早期支援→保健師・保育士・教員及び担当部署職員の人材育成

③発達障がい支援システムアドバイザー研修→1年間の人材育成後、発達総合支援室に配置

↑

あすなろ学園が市町を巡回指導します

①発達総合支援室　もしくはその機能

発達総合支援室とは

1）子育ての総合相談支援機能

保健、福祉、教育などバラバラに相談する縦割り行政になっている。→ワンストップ窓口、市町に生まれ育つ全て子ども

2）発達障がいについての専門機能

発達障がいの人や保護者、在籍する機関の職員等に総合的なサポートを行う。

現時点での問題解決、将来を見据えたマネージメント、切れ目のない支援を行う。

※他機関の専門家に相談する前に、まずは我が市町で問題解決できる専門的組織。

職員配置：

- **関係機関を紹介するなど、単なる相談の窓口ではないので*発達等について専門的な知識・技術が求められる。発達障がい支援システムアドバイザー研修*を受けた*保健師、保育士、教師等***

②3歳児、5歳児保育所・幼稚園で発達チェック
保育士・教員及び担当部署職員の人材育成

①診断前支援の意義
②保育・教育に活かせるあすなろ学園のスキル伝達
③方法

- **保育所・幼稚園の担任は、全ての*3歳児、5歳児に発達チェックリスト*を用いて集団場面にて複数人で数回チェックする（早期発見）**
- **保健・福祉、教育の担当部署職員はCM、ケース管理者として、*個別の指導計画作成*を保育所・幼稚園に指示、巡回指導に同行し、検討会の司会等を行う**
- **気になる子の*個別の指導計画作成*→あすなろ学園職員が年2回巡回指導→実施→評価（早期支援）**
- **個別の指導計画をツールとして次のステージへの引き継ぎ**

③発達障がい支援システムアドバイザー研修
「目利き・腕利き」養成

- 1年間あすなろ学園でトレーニング
- 終了後は市町の発達総合支援室に配属

＜内容＞
　①外来診療、入院治療、療育、医療連携等に参加
　②特別支援教育、関係機関との検討会に参加
　③市町の保育所、幼稚園、学校への巡回指導に同行

＜目指す姿＞
　①個別ケースへの指導力の向上
　②関係機関等との調整能力の向上

各市町に対する1年間の人材育成

あすなろ学園では、平成１５年度より市町から職員を受入れ１年間の専門研修を行っている。

平成１５年度　保育士（亀山市）

平成１６年度　保健師（亀山市）

平成１７年度　保育士（亀山市）

	派遣区分	平成19年度	平成20年度
発達障がい支援アドバイザー研修	市町から派遣	保育士2名（志摩市、鈴鹿市）	保育士4名（いなべ市、川越町、鈴鹿市、志摩市） 保健師1名（津市）
	教委内地留学	教員2名（津市、亀山市）	教員2名（いなべ市、名張市）
計		4名	7名

県の体制として・・・

平成１９年度～　あすなろ学園にこどもの発達総合支援室を設置

研修や市町での途切れのないしくみづくりの支援、発達チェックリストによる早期発見、早期支援を行う。

こどもの発達総合支援室：室長1名、職員１名、嘱託員４名で構成

各市町に対する支援状況は日々更新

あすなろ学園こどもの発達総合支援室が各市町を訪問し、保健・福祉・教育の連携（一元化）組織または機能づくりを支援する

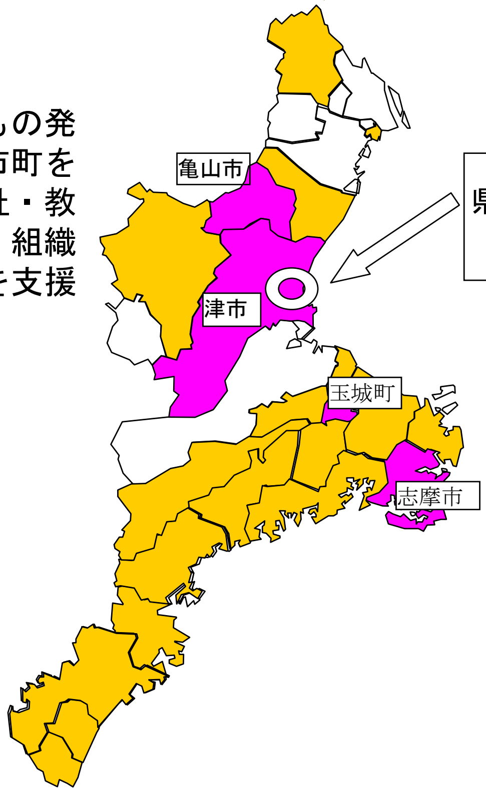

県立小児心療センターあすなろ学園
こどもの発達総合支援室

〇市町における取組状況

三重県内２９市町のうち

しくみが完成した市町
４市町

H20よりあすなろ学園の支援を受けている市町
17市町

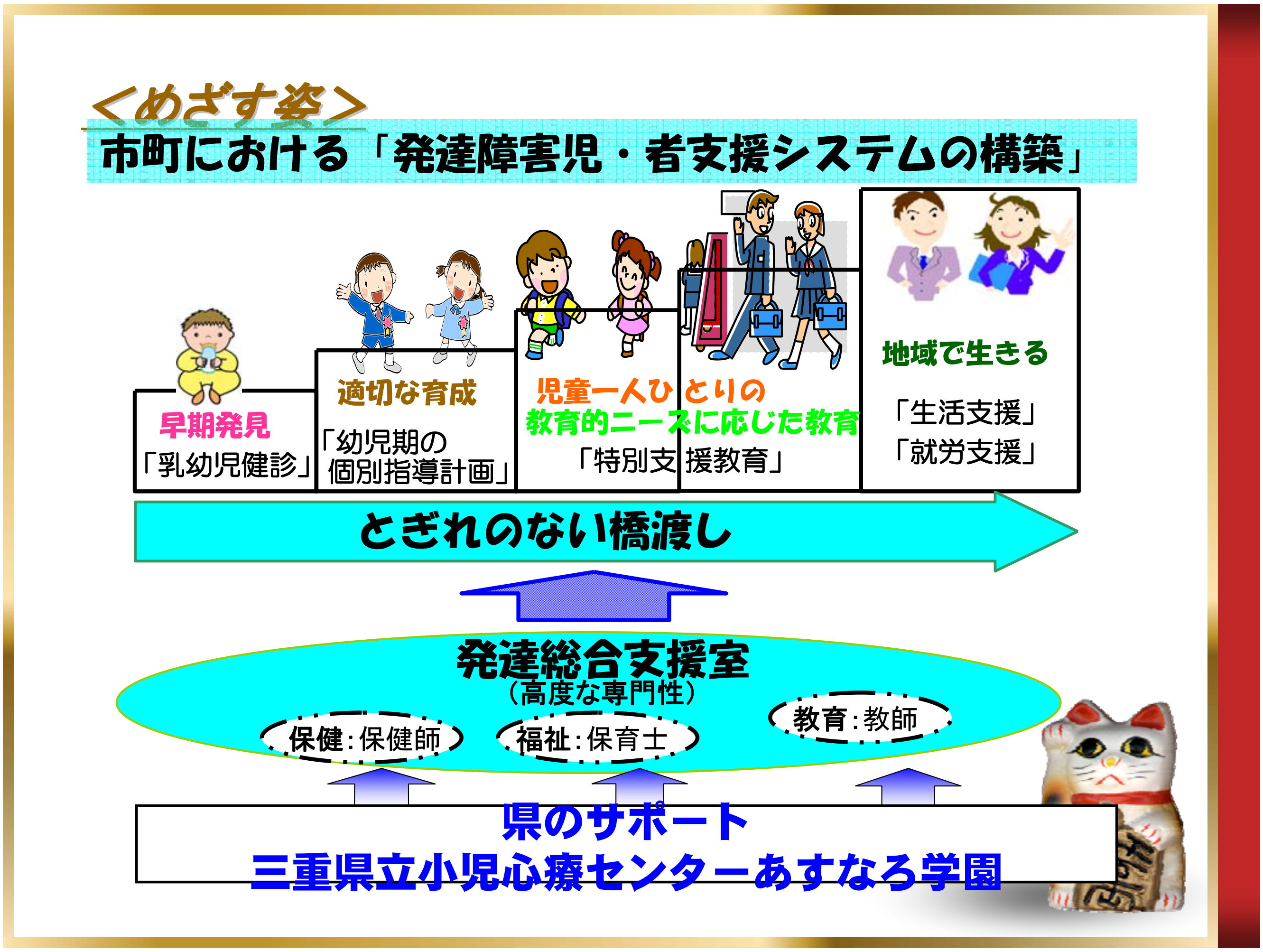

＜めざす姿＞
市町における「発達障害児・者支援システムの構築」
早期発見
「乳幼児健診」
適切な育成
「幼児期の
個別指導計画」
児童一人ひとりの
教育的ニーズに応じた教育
「特別支援教育」
地域で生きる
「生活支援」
「就労支援」
とぎれのない橋渡し
発達総合支援室
（高度な専門性）
保健：保健師
福祉：保育士
教育：教師
県のサポート
三重県立小児心療センターあすなろ学園

〈めざす姿〉

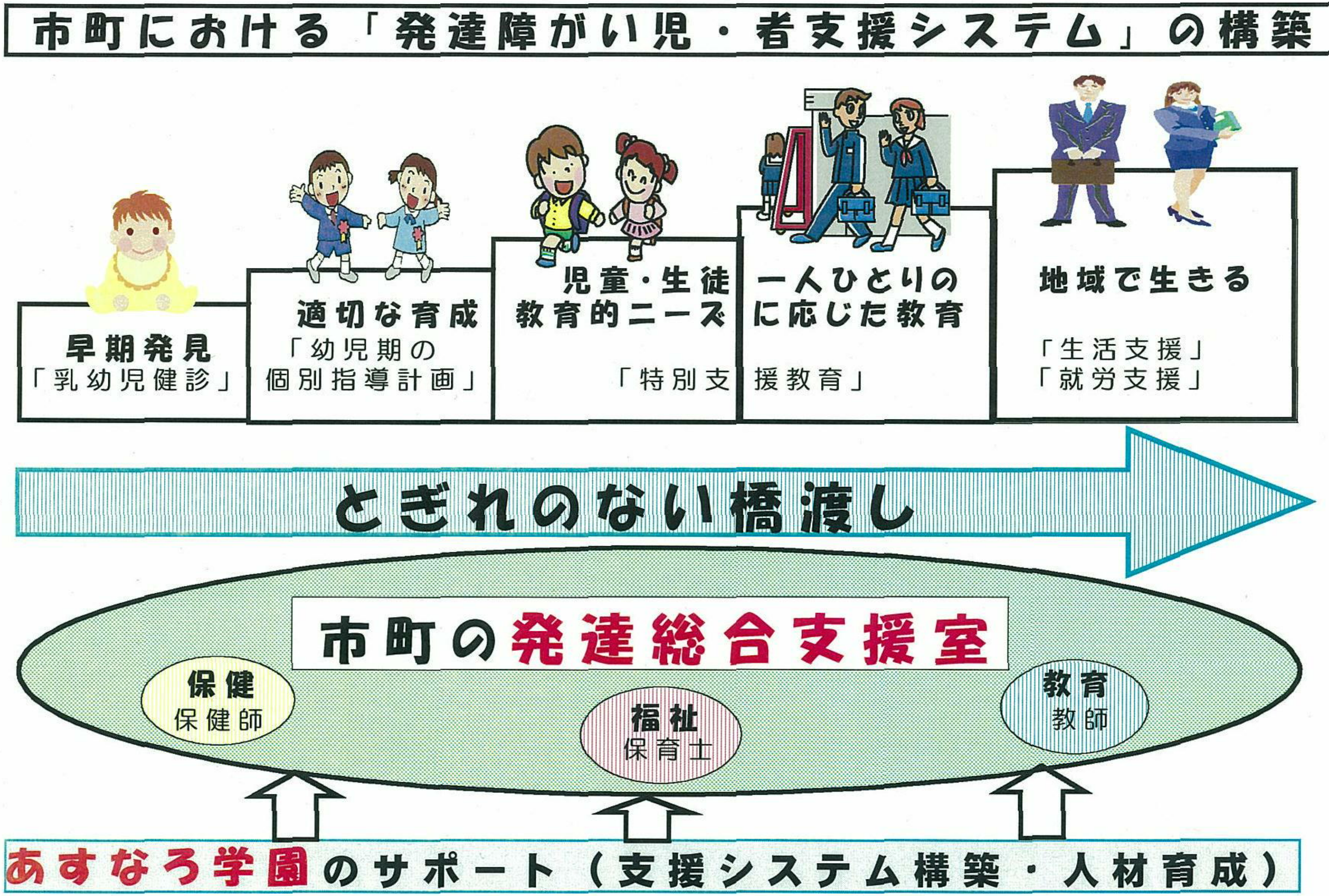
市町における「発達障がい児・者支援システム」の構築
早期発見
「乳幼児健診」
適切な育成
「幼児期の
個別指導計画」
児童・生徒
教育的ニーズ
一人ひとりの
に応じた教育
「特別支援教育」
地域で生きる
「生活支援」
「就労支援」
とぎれのない橋渡し
市町の発達総合支援室
保健
保健師
福祉
保育士
教育
教師
あすなろ学園のサポート（支援システム構築・人材育成）

発達障がい支援アドバイザー研修

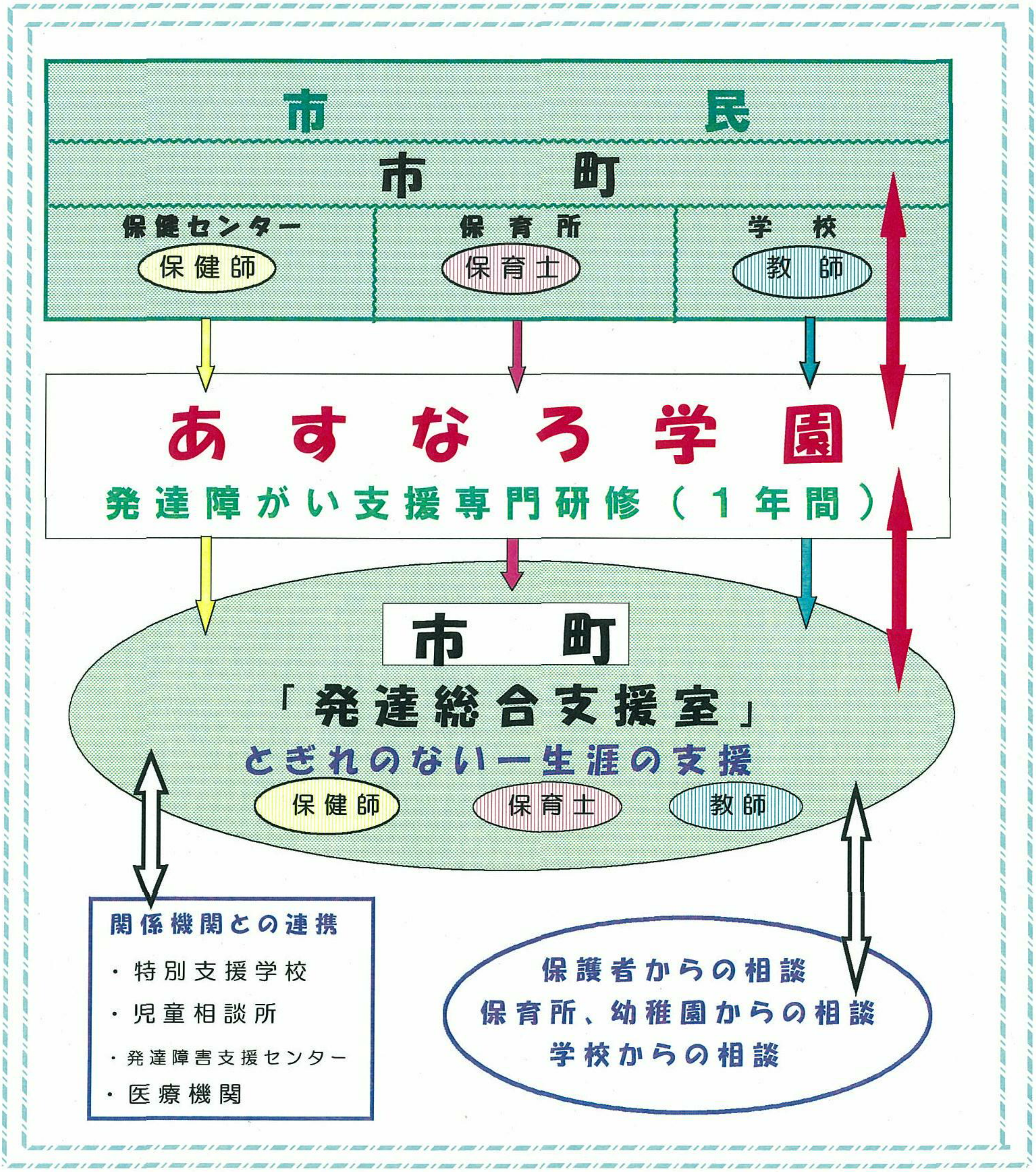

「こどもの発達総合支援室」について

三重県立小児心療センターあすなろ学園

1．三重県の発達障害児施策

現代社会は核家族化、少子高齢化や社会経済活動などの急速な変化により、価値観が多様化し子育てには厳しい状況となっています。

子どもの不適応行動をライフステージに沿って概観しますと、乳幼児期では、不機嫌、泣きわめき、不眠、多動などから親の育児不安が高まり場合によっては行き過ぎた行為（虐待）に陥ります。小・中学生時期には、いじめ、学業不振、暴言・暴力、不登校、家庭内暴力等が、高校生以降では、怠学、退学、引きこもり、ニート、暴力等が報告されています。

それぞれのライフステージに顕在する子どもを巡る諸問題は、幼児期に子どもの困り感を発見し、その子の発達に応じた総合的かつ途切れない支援を行うことで、問題の軽減・解決あるいは予防が可能と考えられています。

そこで、三重県では、平成１９年度に次世代育成・総合的子ども施策の一環として、三重県立小児心療センターあすなろ学園に「こどもの発達総合支援室」を設置し、６．３％いるといわれる発達障害児に対応できる途切れない支援を始めました。

2．あすなろ学園に「こどもの発達総合支援室・市町支援グループ」誕生

あすなろ学園は、学園と名が付きますが教育機関ではありません。日本に２カ所しかない児童精神科専門病院です。第一種自閉症児施設機能を有し、発達障害、情緒障害、精神障害の治療・療育を専門に行っています。敷地内には市立の小・中学校の分校があり医療、福祉、教育を一貫してうけることができる施設です。

治療・療育を担当する部署には、児童精神科医師などの医療スタッフの他、保育士、生活指導員、心理判定員、作業療法士、教員などが配属されています。この多職種チームの特性を生かした入院治療、外来療育、デイケア、地域連携等を行うことで、子どもの健康的な側面からの心身の発達や適応行動の獲得を促進しています。

また、従来から保護者の方々や保育士、学校の先生などへのコンサルテーションも含め発達障害児支援は、多様な形で行ってきました。

これらの臨床経験を発展させ、発達障害児への対応をより明確にするため、学園の組織を変更し「こどもの発達総合支援室」を置き、各市町と協働してその地域の実情にあった支援方法を開発すると同時に、人材育成を行うための「市町支援グループ」を立ち上げました。

3．こどもの発達総合支援室・市町支援グループの役割

子どもの成長過程において、保護者の悩みは尽きません。保護者が子育て支援について相談する場合、保健、保育、福祉、教育などそれぞれに出向き同じような話を繰り返すことになりがちです。個々の部署では、今後の見通しをも含めた総合的な相談は難しい現状があります。

こうしたことから、子どもに関する相談が「ワンストップ」で可能となる市町の組織または機能が必要となります。

そこで、子どもの発達を途切れなく支援するため、①「市町の発達総合支援室または機能」

の構築支援、②「乳幼児発達チェック手法及び支援方法」の開発、③「市町職員（保育士、保健師、教員等）の人材育成」を市町支援グループが行うことになりました。

（１）「市町の発達総合支援室または機能」とは、相談者をたらい回しせず、現時点での解決方法の提示と保健、福祉、教育に関係する途切れない支援をマネージメントできる組織のことです。その部署には、保育士、保健師、教員、心理職などの配置が必要となります。

これらの職員は単に保護者の話を聞くだけではなく、解決方法と今後の見通しを提示する必要がありますので､それ相当の専門的な力量が問われることになります｡既に亀山市、志摩市がモデル市として運用を開始しており市民から高い評価を得ています。

ア　基本的な役割

市町に生まれ育つすべての子どもの育ちの保障と保護者のサポート

イ　専門的役割

① 早期発見（乳幼児健診に集団行動プログラムを取り入れる。３歳児、５歳児の保育所、幼稚園での発達チェック）

② 発達チェック後の個別支援計画作成（特別支援教育の個別指導計画に移行）

③ 途切れない支援（例えば保育所内の認識共有と小学校への情報・ツール引継の連携）

④ 職員への研修（保育士、教員、事務職も含めたその市町職員の力量向上）

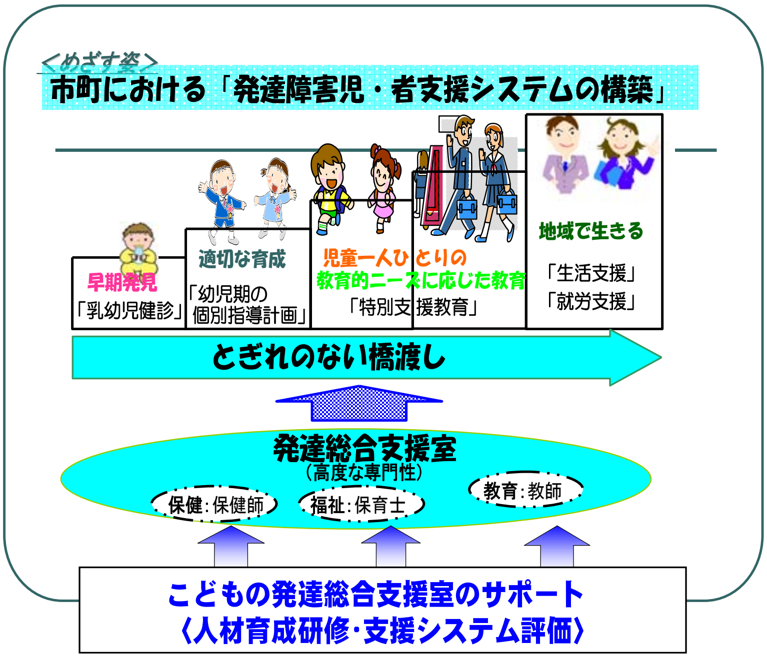

（２）「乳幼児発達チェック手法及び支援方法」とは、３歳児健診に集団行動プログラムを取り入れること。また、発達過程をよく把握している保育士や幼稚園教諭が３歳児・５歳児の発達チェック行い､その子どもに応じた個別の支援計画を作成･実行･評価することです。

（３）「市町職員（保育士、保健師、教員等）の人材育成」とは、気になる子どもを発見できる観察眼を養成し、支援計画、指導計画が立案・運用でき、「市町の発達総合支援室または機能」の職員やキーパーソンとなれる専門性を獲得することです。そのため市町支援グループでは、保育士、保健師の１年間の実習場所として、また、三重県教育委員会の内地留学

制度の留学先として教員の専門性を養成しています。

４．今後の取組

「市町の発達総合支援室または機能」の構築、「乳幼児発達チェック手法及び支援方法」の開発、「市町職員（保育士、保健師、教員等）の人材育成」、どれをとっても各市町の首長、行政幹部の理解がないことには、前進の見込めないことばかりです。是非とも理解いただき、その市町の実情に応じた支援方法を一緒に作っていきたいと考えています。